



発行 新潟県

号外 1
令和3年11月1日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主要目次

告示

- 1195 道路の区域変更 (道路管理課)
- 1196 道路の供用開始 (道路管理課)

告示

◎新潟県告示第1195号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水原亀田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
阿賀野市堀越字砂田769番2から 同市堀越字砂田3271番1まで	新	(A)6.4~12.0メートル	284.2メートル
		(B)6.7~20.2メートル	268.1メートル
	旧	(A)6.4~12.0メートル	284.2メートル
		(B)6.5~11.0メートル	255.8メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第1196号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和3年11月1日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 水原亀田線
- 2 供用開始の区間 阿賀野市堀越字砂田769番2から同市堀越字砂田3271番1まで
- 3 供用開始の期日 令和3年11月1日